

四日市市学校規模等適正化計画

令和7年度改訂版<概要>

令和8年3月

四日市市教育委員会

四日市市学校規模等適正化計画は、学校の教育環境をより良いものとするを目的とし、適正な学校規模や学校配置、学校施設等のあり方について、基本的な考え方をとりまとめるとともに、向こう10年間の児童生徒数推計による適正状況判定に基づいた対応方針を示すものである。

第1編 学校規模等適正化の基本となる考え方とその方針

■ 適正規模に関する「基本となる考え方」(本冊P4)

○学級規模の適正基準

	基準外	適正学級規模基準		基準外
		許容学級規模	最適学級規模	
小・中学校共通	～15人	16～20人※	21～35人	36人～

※1学年1学級の場合は許容学級規模の対象外とし、適正学級規模基準を21～35人とする。

○学級数からみる適正基準

	基準外	適正学級数基準			基準外
		許容学級数	最適学級数	許容学級数	
小学校	～8学級	9～11学級	12～24学級	25～27学級	28学級～
中学校	～7学級	8学級	9～18学級	19～20学級	21学級～

○児童生徒数からみる適正基準

	基準外	適正児童生徒数基準			基準外
		許容児童生徒数	最適児童生徒数	許容児童生徒数	
小学校	～158人	159～251人	252～840人	841～945人	946人～
		16人×6学級+21人×3学級=159人	21人×12学級=252人	35人×24学級=840人	35人×27学級=945人
中学校	～127人	128～188人	189～630人	631～700人	701人～
		16人×8学級=128人	21人×9学級=189人	35人×18学級=630人	35人×20学級=700人

■ 適正配置等に関する「基本となる考え方」(本冊P5)

○通学時間・距離から見る適正配置

※小学校の通学時間は3年生以上を想定

		通学時間・距離 適正基準		基準外
		最適通学時間・距離	許容通学時間・距離	
小学校	通学時間	30分以内		30分を超える
	通学距離	徒歩2.0km以内	徒歩2.5km以内	徒歩2.5kmを超える
中学校	通学時間	40分以内 *徒歩・自転車等通学方法を組み合わせても 通学時間45分以内		40分を超える
	通学距離	徒歩3.0km以内	徒歩3.5km以内	徒歩3.5kmを超える

■ 施設面の適正化に関する「基本となる考え方」（本冊P6）

各小中学校の児童生徒数推計及び施設の状況を照合し、普通教室数等の過不足の観点から施設面での適正化について検証を行った上で、教室数に不足が生じると見込まれる場合には、それぞれのケースに応じた対応策を検討していく。

■ 計画の推進（本冊P7）

○最新の児童生徒数見通しに基づく推計値の更新

校区内での各町丁における人口増減や宅地開発の状況、学区外通学の状況を加味したエリアを設定し、過去5年間の各小学校区の人口データに基づき、より精緻な児童生徒数を推計している。

■ 全市的な適正化に向けた取り組み（本冊P10）

○学校規模等の適正化を進める上で念頭に置くべき点

- ①教育環境の充実・改善
- ②地域コミュニティの核としての性格への配慮
- ③教育の平等と魅力ある学校づくりの推進
- ④まちづくりとの連携・行政が一体となった取り組みの必要性

【小学校における適正化の考え方】

小学校は、行政区との整合性の要請が高いため、小規模校であっても、一つの行政区には最低一つの小学校を存続させることが望ましい。

ただし、義務教育段階における一定の教育条件を確保することが困難と見通しがついた段階で、速やかに統廃合の検討を始めるものとする。

【中学校における適正化の考え方】

中学校は、一定規模の生徒集団による教育環境を確保するための検討を、速やかに始めることが望ましい。

ただし、ただちに統廃合ということではなく、以下のことに留意しながら、教育環境の充実を図る。

教育を取りまく環境が変わってきていることで、これまでの学校規模の議論だけでなく、良好な教育環境の維持・確保を図るため、学校や地域の実情に応じた小規模の特徴を活かした取り組み（オンラインを活用した遠隔授業や対面方式による合同交流授業、小中一貫教育の調査・研究など）を進める。

第2編 適正化計画に基づく取り組み（令和7年度実施分）

■ 令和7年度の取り組み（本冊P20）

- ①令和6年度適正化計画検討対象校への対応
- ②小規模校アシスト事業の実施
 - ＜小学校＞ ○オンラインを活用した遠隔授業 ○学校間移動による合同交流授業
 - ＜中学校＞ 地域とともにある学校づくりを基盤とした取り組み
- ③令和7年度学校規模等適正化検討会議の開催（年3回実施）
- ④水沢小学校教育課題検討会議の開催（年3回実施）
- ⑤小規模特認校制度支援事業
- ⑥より良い教育環境充実に係る調査・研究

第3編 児童生徒数推計および適正状況判定・対応（令和7年度）

■ 各学校の学校規模の適正状況判定（本冊P40）

○小学校の適正状況判定

適正範囲（25校）					許容範囲（6校）	
1	中部西小	18	県小		3	橋北小
2	浜田小	19	三重小		20	大矢知興譲小
4	海蔵小	21	八郷小		23	保々小
6	富田小	22	下野小		25	高花平小
7	富洲原小	26	泊山小		29	三重西小
8	羽津小	27	笹川小		31	桜台小
9	常磐小	28	常磐西小		検討対象校A（1校）	
10	日永小	30	大谷台小		5	塩浜小
11	四郷小	34	羽津北小		検討対象校B（5校）	
12	内部小	35	内部東小		13	小山田小
14	河原田小	37	楠小		24	水沢小
15	川島小				32	三重北小
16	神前小				33	八郷西小
17	桜小				36	中央小

○中学校の適正状況判定

適正範囲（12校）			許容範囲（6校）	
5	山手中		1	中部中
6	富田中		3	港中
8	笹川中		7	富洲原中
9	南中		16	西笹川中
10	三滝中		17	三重平中
11	大池中		22	楠中
12	朝明中		検討対象校A（2校）	
14	常磐中		13	保々中
18	羽津中		15	西陵中
19	西朝明中		検討対象校B（2校）	
20	桜中		2	橋北中
21	内部中		4	塩浜中

各校における適正状況の判定見通しを踏まえ、検討対象校については、それぞれの学校の状況に応じながら、対応を進める。

<令和7年度 検討対象校>

	小学校	中学校
検討対象校A	塩浜小	保々中西陵中
検討対象校B	小山田小 水沢小 三重北小 八郷西小 中央小	橋北中 塩浜中

適正範囲	すべての年度（10年間）で、学級数、児童生徒数がいずれも適正基準範囲内の学校
許容範囲	学級数、児童生徒数のいずれかで適正基準外の年度がある学校
	学級数、児童生徒数のいずれも適正基準外の年度が4年以下の学校
検討対象校A	学級数、児童生徒数がいずれも適正基準外の年度が5年以上の学校
検討対象校B	すべての年度（10年間）で、学級数、児童生徒数がいずれも適正基準外の学校

※令和4年度から適正状況判定の表記を変更した（判定基準は不変）。D判定⇒検討対象校A、E判定⇒検討対象校B

※令和5年度より、前年度が適正または許容範囲の場合は許容範囲とし、複数年判定された場合に検討対象校とする。

■ 検討対象校ごとの対応策（本冊P48）

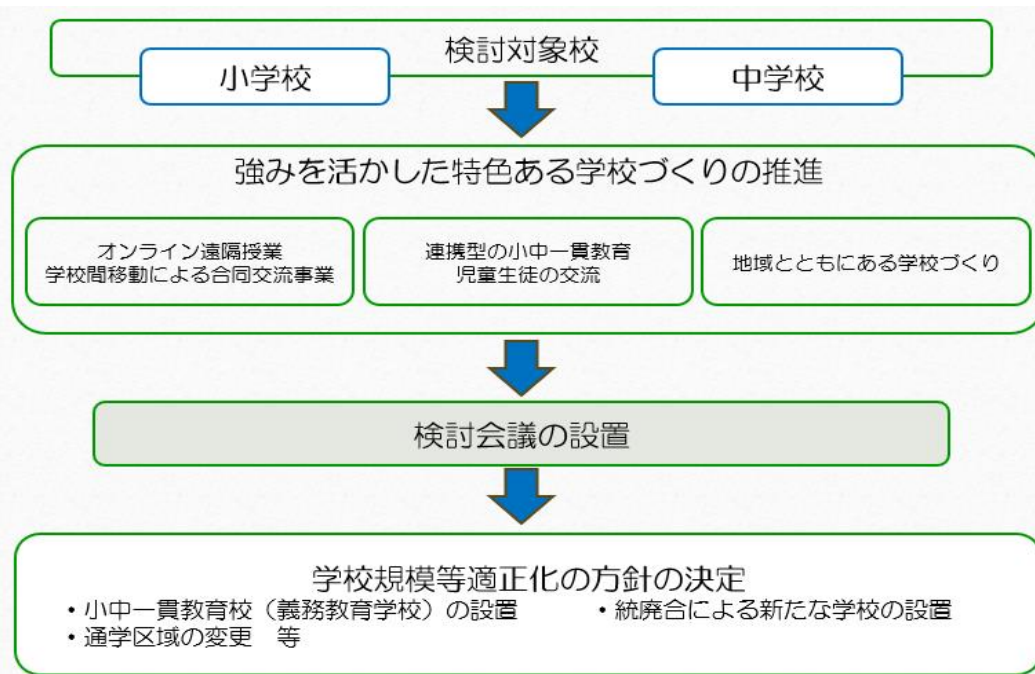
検討対象校については、小規模校の強みを活かしつつ課題を緩和する方策により、良好な教育環境の維持・確保を目指すとともに、PTA役員会やコミュニティスクール運営協議会等の場で、小規模による学校の課題や各校の適正化のあり方についての懇談等を行うなど、学校・地域・行政が一体となった取り組みを進める。

■ 学校施設からみた適正状況（本冊P59）

各小・中学校の児童生徒数推計、及び現在の各小・中学校の施設の状況を照合し、普通教室数の不足が見込まれる学校については、対応を行っていく。

（参考）適正化計画検討対象校への対応

小規模校の特徴を活かした施策展開に向けて、国の動向を注視し、良好な教育環境の維持・確保につながるよう、先進事例の情報収集等、調査・研究を行いながら、現在の取り組みを進めていく。



○強みを活かした特色ある学校づくり

- ・オンラインを活用した遠隔授業＋学校間移動による合同交流授業
- ・地域とともにある学校づくりを基盤とした教育活動の充実

○小中一貫教育の調査・研究

学校間を行き来するモデル実施や制度や事例に基づく調査・研究を実施

○小規模特認校制度の導入

学校規模等適正化計画における児童数の推計が著しく減少傾向にある水沢小学校において、制度を導入し、令和7年度からの就学を希望する児童の募集を行った。

○学校規模等適正化と施設整備

改築等のタイミングと併せて、小規模校の教育環境や質の確保を考慮し、施設整備計画を検討